

川崎市PTA連絡協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、川崎市PTA連絡協議会と称し、事務局を、川崎市川崎区富士見2-1-3に置く。

(組織)

第2条 本会は、本会の会則を承認する川崎市公立学校PTAをもって組織する協議体であり、運営上つぎの7行政区および高等学校区に分ける。

川 崎 区	幸 区	中 原 区	高 津 区
宮 前 区	多 摩 区	麻 生 区	高等学校区

2 7行政区および1高等学校区は、本会会則にもとづき区PTA協議会（以下区協議会という）を組織し、自主的にこれを運営する。

(目的)

第3条 本会の目的をつぎのとおりとする。

川崎市公立学校PTA相互の連絡を密にし、本市PTAの健全な発展をはかる。

PTAの民主的な運営について研究し、その普及につとめる。

家庭、学校および社会における教育の振興に協力し、PTA活動中における事故に関し、必要な給付事業を行なう。

(方針)

第4条 本会は、つぎの方針にもとづいて活動する。

本会は、非営利的、非宗教的、非政党的である。

本会は、自主独立のものであって、他の団体から支配、統制、干渉を受けない。また、PTAの自主活動を尊重する。

本会は、児童・生徒の福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。

本会は、教育振興のため関係当局に意見を具申し参考資料を提出する。但し、学校の管理や教育人事には干渉しない。

本会は、地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するために努力する。

第2章 機関

(理事会)

第5条 理事会は、各区協議会長及び、各区協議会、小、中、高校長会より選出された理事をもって構成する。なお、理事の定数は、別に細則で定める。

2 理事会の任務は、つぎのとおりとする。

会員の意見を聴取し、各機関への反映をはかる。

役員会から提出された議案を審議検討する。

総会に提出すべき重要議案を審議検討する。

- 3 理事会は、理事の過半数の出席を得て成立し、議決は出席理事の過半数の同意を要する。
- 4 理事会の議長は、開催の都度、理事の中より出席者の同意を得て選出する。
- 5 理事会は、必要に応じて開催する。
- 6 理事会は、必要に応じ委員会をもうけ、必要事項の調査研究および立案、実施にあたる。

(役員会)

第6条 役員会は、つぎの役員によって構成する。

会長 1名 副会長 5名 会計 2名

- 2 各役員は、理事の中より選考委員会の推せんにもとづき、総会で選出する。なお、選考委員会の構成および任務は、別に細則で定める。
- 3 各役員の任期は、1ケ年としその再任を妨げない。役員に欠員を生じ、補任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 各役員の任務は、つぎのとおりとする。

会長は、会務を総理し、総会、理事会ならびに役員会を招集する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その代理をする。

会計は、総会が決定した予算にもとづいて会計を処理し、決算報告書を総会に提出する。

第3章 総会

(総会)

第7条 総会は、本会の最高の議決機関である。

(構成)

第8条 総会は、代議員、理事および役員によって構成する。

- 2 総会の代議員は、各区協議会より5名および各PTAより3名を選出する。
- 3 総会は、代議員の過半数の出席を得て成立し、議決は出席代議員の過半数の同意を要する。
- 4 総会の議長は、代議員および理事の中より出席者の同意を得て選出する。
- 5 総会は、年1回開催を原則とする。但し、会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

第4章 会計

(経費)

第9条 本会の経費は、分担金およびその他の収入をもって支弁する。

(徴収)

第10条 各区協議会の分担金(会費)は、会員(積算上児童・生徒数とする)1人につき年額、
小・中・高・特別支援学校は110円とする。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(会計監査)

- 第12条 会計監査は、会員の中より選考委員会の推せんにもとづき、総会で選出する。なお、任期は1ヶ年とするがその再任は妨げない。
- 2 会計監査は、3名とする。
 - 3 会計監査は、役員および理事を兼ねることができない。
 - 4 会計監査は、当該年度の経理を監査し、その結果を総会に報告する。
 - 5 会計監査は、理事会および役員会に出席し、経理について意見をのべることができる。
 - 6 会計監査に欠員を生じ、補佐した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別会計)

- 第13条 会則第3条 の給付事業を行うために、特別会計として見舞金基金をおき、見舞金給付に充てる。

第5章 事務局

(事務局)

- 第14条 本会に事務局を設ける。
- 2 運営、職員の採用等については、理事会において別に定める。

第6章 改正

(改正)

- 第15条 本会則は、総会において出席代議員の過半数の同意により改正することができる。

付 則

- 1 本会に必要な細則は、理事会において別に定める。
- 2 本会則は、昭和47年6月1日より施行する。
- 3 昭和26年7月21日制定の川崎市PTA連合会会則は廃止する。
- 4 本会則は、平成2年3月1日に一部改正し、平成2年6月1日より施行する。
- 5 本会則は、平成8年3月1日に一部改正し、平成8年6月1日より施行する。
- 6 本会則は、平成12年3月1日に一部改正し、平成12年6月1日より施行する。
- 7 本会則は、平成20年2月16日に一部改正し、平成20年6月1日より施行する。
- 8 本会則は、平成20年6月13日に一部改正し、同日より施行する。
- 9 昭和52年9月1日制定の川崎市P協親子安全互助会会則を廃止する。
- 10 本会則は、平成21年6月17日に一部改正し、同日より施行する。

川崎市 P T A 連絡協議会細則

- 1 区 P T A 協議会の組織については、区協議会会則の定めるところによる。
- 2 理事の定数
区協議会の理事は、1区5名とする。なお、高等学校区及び小学校、中学校校長会の理事は2名とし、高等学校校長会は1名とする。
- 3 理事は、委任状をもって、理事会の出席にかえることができる。
- 4 代議員は、委任状をもって、総会の出席にかえることができる。
- 5 選考委員会の構成および任務は、つぎのとおりとする。
各区協議会において、新年度理事の中から各1名、および前年度理事の中から1名の選考委員を選出し、計9名をもって構成する。
選考委員は、本人の承諾を得て、役員および会計監査を推せんし、総会に提案する。
選考委員は、役員および会計監査の候補者となることができない。
- 6 表彰規定、慶弔内規、見舞金給付事業規定は別に定める。

川崎市 P T A 連絡協議会表彰規定

(目的)

- 第1条 本規定は、細則第6項にもとづき P T A 活動が社会教育の発展に貢献したことに對し表彰し、もって本市教育の向上と文化の振興に寄与する。

(被表彰者)

- 第2条 被表彰者は、個人ならびに団体とする。

(範囲)

- 第3条 表彰の基準は、原則として次のとおりとする。

個人表彰

- ア 児童・生徒のよりよい教育環境をつくるために尽力し篤行あつく、他の模範となるもの。
- イ P T A の使命遂行に尽し、教育の発展に貢献しその功績顕著なるもの。
- ウ その他、表彰に価すると認める業績または行為のあったもの。

団体表彰

- ア 過去数年間における活動が顕著であり、さらに引き続き活動の期待されるもの。
- イ 民主的な運営、および自主的な活動がなされているもの。

- 第4条 表彰は表彰状を授与し、あわせて予算内において記念品を贈呈することもできる。

- 第5条 表彰は、年次総会において行なうことを原則とする。ただし、事情により臨時にこれを行なうことができる。

(表彰の手続き)

第6条 表彰の手続きは、単位PTAおよび区協議会から内申書の提出を求め、選考委員会において選考の上決定する。

(内申書の提出期日)

第7条 毎年4月末日までとする。ただし、事情により臨時に内申することができる。

(選考委員会の構成)

第8条 選考委員会は、役員及び区協議会長をもって構成する。

付 則

- 1 本規定第3条に該当したものを関係団体の表彰に内申することができる。
- 2 感謝状贈呈内規は別に定める。
- 3 本規定は、昭和47年9月22日より施行する。

感謝状贈呈内規

- 1 表彰規定に定めるもののほか、本会は次の場合年次総会において、感謝状あるいは記念品を贈呈し、感謝の意を表するものとする。しかし、事情により臨時にこれを行なうことができる。
本会の理事を退任したとき、その在任期間、各事業に過半数の出席をもって市PTA連絡協議会の発展に貢献顕著であったもの。
単位PTAの振興発展に貢献し、その功績顕著なるもの。ただし各単位PTA年間1名とする。
単位PTA会長が退任したとき。
現職として単位PTA会長にあったものが、死亡したとき。
- 2 感謝状、記念品の贈呈については、役員の協議による。ただし1以外のものについては、その都度協議する。
- 3 本内規は、昭和47年9月22日より施行する。

慶弔内規

- 1 本会は、細則第6項にもとづき次の場合慶弔の意を贈呈する。

公立学校及び関係諸団体の記念行事に際して、会長が適当と認めたとき。	5,000 円
単位PTA会長及び学校長の死亡。	5,000 円
その他特別な事情の場合は、役員会の協議において決定する。	
- 2 本内規は平成21年5月1日に改正し、平成21年6月1日より施行する。

見舞金給付事業規定

(目的)

第1条 本規定は川崎市PTA連絡協議会会則第3条 にもとづき、PTA活動中におけるPTA会員、会員の子ども、および指導員等の負傷、疾病、死亡(以下「災害」という)に関して必要な見舞金給付を行う。

第2条 PTA活動中の見舞金給付の範囲は、PTA主催および共催の活動・学校行事(以下「活動・事業」という)に参加して被った災害とする。

(対象)

第3条 見舞金給付事業の対象は、川崎市立小・中・高・特別支援学校のPTA会員、会員の子ども、および指導員等とする。

(給付金)

第4条 本事業の見舞金給付は、特別会計の見舞金基金を充てる。

(審査会)

第5条 審査会は給付の審査をする。

第6条 審査会は、審査員8名、市P協役員1名、校長会1名、医師会1名の計11名をもって構成する。

2 審査員は7行政区および高等学校区より各1名を選出する。

3 審査員の互選により、審査員長1名と副審査員長1名を選任する。

4 審査員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

5 副審査員長は、審査員長が欠けたときまたはこれに事故があるときは、審査員長の職務を代行する。

第7条 審査会は、原則として、毎月1回審査員長の招集により開催する。

第8条 審査会の会議は、審査員の2分の1以上の出席によって成立する。

2 審査員長は、会議の議長となる。

3 会議は、出席審査員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(給付)

第9条 見舞金給付の対象となる負傷、疾病または死亡に対する給付の種類およびその額は次のとおりとする。

通院期間7日以内の見舞金給付の場合は5千円を給付する。

通院期間8日以上21日以内の見舞金給付の場合は1万円を給付する。

通院期間22日以上40日以内の見舞金給付の場合は2万円を給付する。

通院期間41日以上60日以内の見舞金給付の場合は3万円を給付する。

通院期間61日以上の見舞金給付の場合は4万円を給付する。

死亡した場合は10万円を給付する。

2 ~ を見舞金給付事業規定第 8 条 3 で審査する。

3 治療日数証明書については実費支給とする。

第 10 条 給付については速やかに給付を行う。ただし見舞金給付が多数に及ぶなど困難な場合は理事会において給付額、支払の時期および方法を決定することができる。

第 11 条 P T A 会員、会員の子ども、活動中の指導員等の受けた災害が被災者の故意または重大な過失により発生したものであるときは給付を行わないものとする。

第 12 条 P T A 活動中に第三者に対し、災害を生ぜしめたときは、本規定を準用する。

第 13 条 本規定で定める給付の可否および給付金について特に必要があると会長が認めるときは、理事会の議決によりその都度決定する。

(申 請)

第 14 条 見舞金給付を受ける場合の手続きは次のとおりとする。

関係書類は次のものとする。

イ 見舞金給付申請書 1 通

ロ 治療日数証明書 1 通 (領収証又はそのコピーを添付のこと)

ハ 本規定第 2 条の災害の範囲を証明する資料 一式

手続きは次のよるものとする。

イ 申請の関係書類は川崎市 P T A 連絡協議会総会資料に添付の申請書類により行うものとする。

ロ 本規定第 9 条 、 、 、 の手続きは、本規定第 14 条 イ、ロ、ハの関係書類を添付し、事務局に申請を行うものとする。

ハ 本規定第 9 条 の手続きは、本規定第 14 条 のイ、ハの関係書類を添付し、事務局に申請を行うものとする。

2 給付申請の有効期間は、事故発生後半年以内とする。

(事業の終了)

第 15 条 この見舞金給付事業は基金がなくなり次第終了する。

(施行期日)

第 16 条 本規定は、平成 20 年 6 月 13 日より施行する。